

令和 2 年全国証券大会における

鈴木会長 挨拶

令和 2 年 10 月 5 日
日本証券業協会
会長 鈴木茂晴

ただいま御紹介いただきました日本証券業協会 会長の鈴木でございます。

今年はオンラインという形での開催となりましたが、本日、ここに令和 2 年全国証券大会を開催するに当たり、御多忙のところ御参加いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

これより、御来賓の方々から御講話を拝聴し、私どもの貴重な指針といたしたいと存じますが、主催団体を代表して、私から御挨拶を申し上げます。

御高承のとおり、我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国難ともいうべき厳しい状況に置かれています。

こうした中、政府が公表した「経済財政運営と改革の基本方針 2020」においては、感染症拡大防止策と経済活動の段階的引上げを進めるとともに、変化を取り入れ、多様性を活かすことで、リスクへの耐性を高めながら、我が国が持つ独自の強み・特性を活かした経済社会の実現を目指す方針が取りまとめられたところであります。

我々としまでも、新型コロナウイルス感染症に適切に対応しつつ、投資による資産形成の推進と、活力ある金融資本市場の実現を通じて、我が国経済の一層の発展及びSDGsの推進に資するとともに、国際金融都市の確立に貢献できるよう、これから申し上げる課題に全力で取り組む所存であります。

なお、これから申し上げます課題は、「所信」として取りまとめております。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症への対応と、明るい未来への取組み」について、であります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、デジタル・トランスフォーメーションに柔軟かつ適切に対応する必要

性がより一層高まっています。

証券業界・資産運用業界としても、さらなるペーパーレス化・デジタル化のための取組みを推進するとともに、関係各方面への働きかけを行ってまいります。

S D G s に関しては、感染症対策に関連するソーシャルボンドを含む「S D G s 債」の普及に向けて活動いたします。また、感染症予防対策を踏まえた業界における働き方改革の推進や、経済的に厳しい状況にある子供への支援も行なってまいります。

さらに、ウェブを積極的に活用して、海外の関係機関と情報交換及び連携を図ることで、コロナ禍においても、グローバルな金融資本市場の機能の維持・強化に貢献するよう、取り組んでまいります。

次に、「投資による資産形成の推進」について、であります。新型コロナウイルス感染症の影響が経済社会に及ぶ中にあっても、「人生 100 年時代」の到来を念頭に置いて、投資による中長期的な資産形成をより一層推進していく必要があります。

まず、N I S A 制度について、積極的な広報活動を展開するとともに、制度の拡充や利便性向上につながる働きかけを関係各方面に対して行ってまいります。

また、確定拠出年金制度の普及のために、その制度や事務改善に向けた取組み、職場を通じた資産形成を促すための普及活動も引き続き行ってまいります。

さらに、株式保有のメリットを周知し、幅広い世代を対象に株式投資の魅力を訴えるとともに、特に若年層を中心に証券投資に興味・関心を持っていただけるよう、証券投資の意義や目的の理解を促進する広報活動を実施いたします。

投資信託等につきましては、N I S A、i D e C o の一層の普及を通じ、その長期・分散・積立投資の効果を広く認識してもらうための活動を行ってまいります。

加えて、投資者の利便性を向上させる観点から金融所得課税の一体化について、また、リスク資産の世代間移転を円滑にする観点から上場株式等の相続税評価額の見直し等について、関係各方面への働きかけを行ってまいります。

金融・証券知識の普及啓発について、まず、学校向けでは、金融・証券に関する内容が拡充した新学習指導要領に基づく授業の開始や、学校現場におけるＩＣＴ化の進捗を見据えて、副教材の開発・提供を進めます。

また、社会人向けでは、ウェブによる活動のさらなる強化を図り、投資未経験者や初心者を中心に、証券知識の普及・啓発活動を推進いたします。

次に、「活力ある金融資本市場の実現」について、であります。

まず、「金融資本市場の機能・競争力の強化」に向けて、ブロックチェーン技術を活用した株や債券等の有価証券への対応等、投資者保護及び市場の健全な育成の観点から必要な検討や対応を行います。

あわせて、金融イノベーションへの対応として、関係機関との連携を図りながら情報収集を行い、証券業界・資産運用業界に与える影響について調査・研究を進めてまいります。

また、本年 7 月、大阪取引所において、証券分野と商

品分野のデリバティブ取引をワンストップで取り扱うことができる総合取引所が実現したことを踏まえ、デリバティブ市場の一層の発展及び投資者の利便性のさらなる向上を図ってまいります。

また、ベンチャー企業へのリスクマネーの供給促進を図る観点から、投資者保護にも十分配慮しつつ、非上場株式の勧誘規制の見直しについて検討を行ってまいります。

マイナンバー制度につきましては、引き続き、制度の着実な定着と利活用範囲の拡大に向けた検討を行ってまいります。

次に、「市場仲介者及び資産運用者の機能・信頼性の向上」に向けて、まず、「顧客本位の業務運営に関する原則」に関する運営状況を踏まえて必要な対応を検討・実施してまいります。

中でも、高齢の顧客に適応した金融サービスが提供できるよう、必要な対応を進めてまいります。

また、自主規制規則についても、プリンシプルベースの視点での見直しを行ってまいります。

さらに、新業態となる金融サービス仲介業者について、金融商品取引業者と同様に適切な投資者保護が図られるよう、関係者ととともに取り組んでまいります。

最後に、「S D G s への取組みの実質化等の推進」について、であります。

まず、S D G s 債の普及に向けた取組みを引き続き推進していくとともに、スチュワードシップ・コードにより掲げられたサステナビリティ、つまり E S G 要素を含む中長期的持続可能性を考慮し、社会的課題の解決に貢献できる取組みを推進してまいります。

また、働き方改革や女性活躍の積極的な推進、経済的に厳しい状況の子供達が将来に希望を持って成長できる社会の実現に向けた支援を継続いたします。さらに、S D G s 達成に向けた国内外のパートナーシップを強化してまいります。

「グローバルな情報発信・連携の拡充」に向けては、海外関係者との会議やイベント開催・参加にあたってウェブを活用するとともに、英語による情報提供を一層充実させ、我が国金融資本市場の現状や取組みの積極的な情

報発信を行います。

また、金融資本市場に関連する国際的な法規制の動向について、国内外の関係機関と連携を図りながら適切な情報収集・交換を行い、共通課題への対応を進めるとともに、国内へのフィードバックを行ってまいります。

以上をもちまして、私の挨拶とさせていただきます。

皆様におかれましては、我々の取組みに対しまして、引き続き、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

御清聴いただき、誠にありがとうございました。

以 上